

環境委員会資料

1 陳情の審査

(2) 陳情第134号 巡視船の効率的運用に関する陳情

資	料
---	---

 所有船舶の役割と配船担当の業務について

港 湾 局

(令和4年8月18日)

所有船舶の役割と配船担当の業務について

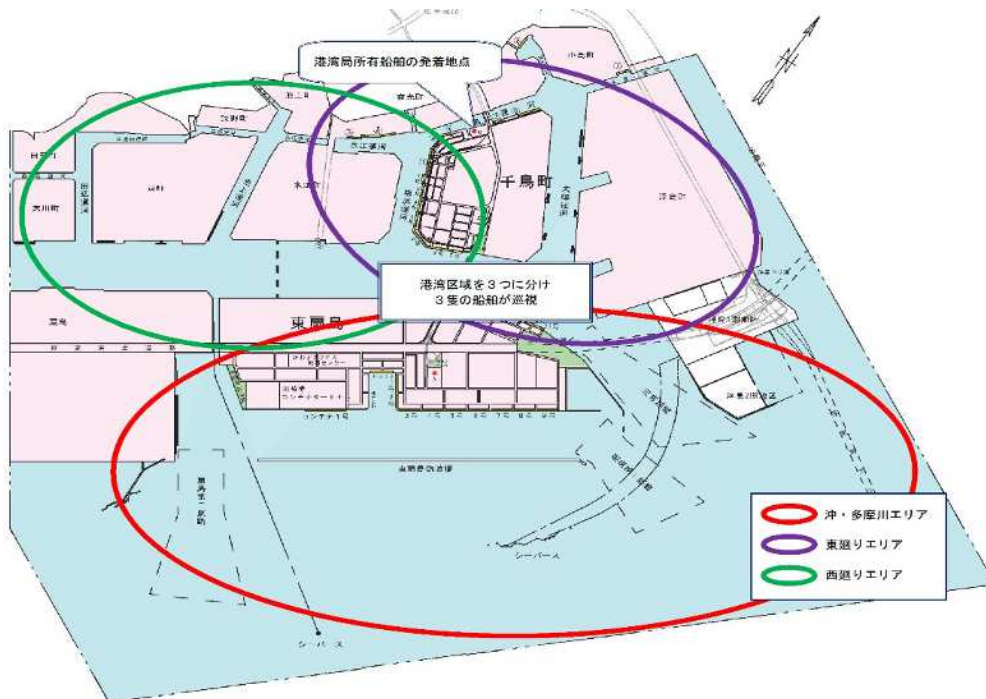
1 川崎市の役割について

(1) 港湾管理者の業務

港湾法により本市は、港湾管理者として、港湾区域及び港湾施設を良好な状態に維持することが求められており、通常の港湾施設の維持管理に加え、港湾区域内における次の業務を行う。

- (ア) 漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去
- (イ) 港湾区域内の水域の清掃
- (ウ) 排出油等による汚染の防除
- 港湾法 第12条第2号

「通常時における3隻の巡視エリア」



(2) 国際港湾施設の埠頭・水域保安管理者の業務

改正SOLAS条約を受けて施行された国際船舶・港湾保安法により、埠頭・水域保安管理者として、保安規程を定め、危害行為の防止や保安対策として措置を講じている。

(ア) 陸域の制限区域

フェンスで囲い、センサー、監視カメラ、警備員により監視

(イ) 海域の制限区域

陸からの監視カメラ、警備員による監視に加え、海上からの巡視

● 国際船舶・港湾保安法 第28条、第36条

2 関係行政機関の役割について

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 川崎海上保安署 | 海上交通の安全確保、犯罪の予防及び取締り |
| (2) 川崎臨港警察署 | 犯罪の予防及び取締り |
| (3) 川崎臨港消防署 | 災害活動、救急活動 |
| (4) 川崎税関支署 | 薬物銃器物品等に係る密輸出入の取締り |
| (5) 入国管理局横浜支局 | 来日外国人の入国・在留に係る認定等 |

3 所有船舶の業務について

船名	あおぞら	かもめ	ひばり
[港湾管理者・保安管理者として中心的な役割を担う業務]			
港湾区域内の巡視業務	◎	◎	◎
災害発生時の対応業務	◎	◎	○
港湾関連の調査運航業務	○	○	◎
港湾視察運航業務	◎	◎	
[関係各機関と連携して取り組む業務]			
油流出時の対応業務	○	◎	◎
海難等事故発生時の対応業務	○	○	○

所有船舶の役割と配船担当の業務について



4 所有船舶の特徴等について

船名		あおぞら	かもめ	ひばり
船体写真				
基本仕様		建造 1982年(40年経過) 総トン数 126.77トン 船体寸法 長さ24.51m 幅6.20m 定員54名(船員4名 旅客50名)	建造 2021年(2年経過) 総トン数 19トン 船体寸法 長さ17.20m 幅4.00m 定員27名(船員2名 旅客25名)	建造 1973年(49年経過) 総トン数 20.90トン 船体寸法 長さ10.20m 幅5.98m 定員13名(船員2名 作業員11名)
港湾管理者・保安管理者が中心的な役割を担う業務	港湾区域内の巡視業務	「通常時における3隻の巡視エリア」のとおり、港湾区域を3つのエリアに分けて3隻で巡視		
	災害発生時の対応業務	帰宅困難者の輸送・緊急物資の搬送		緊急物資の搬送
	港湾関連の調査運航業務	港湾施設に係る破損等の点検		
	港湾視察運航業務	「あおぞら」50名分・「かもめ」25名分の座席 → ポートセールス、港内視察において重要な役割		双胴船で安定性の高い船型、広い甲板 → 各種港湾工事の水深測量・調査業務
関係各機関と連携して取り組む業務	油流出時の対応業務	航走による油の攪拌	航走及び放水装置による油の攪拌	オイルフェンス展張及び航走による油の攪拌
	海難等事故発生時の対応業務	海上保安署・消防署等の指示に従って人命救助等の作業		
＜令和3年度＞ 船舶の維持・整備に要した費用		19,936千円	880千円	8,673千円

所有船舶の役割と配船担当の業務について



5 配船担当の業務について

川崎港管理センター港営課配船担当の業務は、公共係留施設における入港船舶の船席(係留位置)を指定し使用許可すること、公共係留施設の維持管理及び係船立ち会いが主たる業務となっている。

公共係留施設の位置図



(1) 公共係留施設の利用許可

公共係留施設背後の一般荷さばき地の利用調整や荷役形態を考慮して船舶の船席(係留位置)の許可を行う。

(2) 公共係留施設の維持管理

公共係留施設の点検や補修、不法係留船舶の確認、荷役方法に関する安全上必要な指導等を行う。

(3) 船舶を安全に係留させるための立ち会い業務

船舶の公共係留施設への離着岸時の事故防止や事故が発生した場合に対応するため、係留位置へ誘導し、あらかじめ指定された位置へ着岸されるのを確認する。

6 船舶調整の業務について

川崎港管理センター港営課船舶調整担当の業務は、川崎港を航行する船舶が安全かつ効率的に入出港できるよう航路時間の調整と変更、スケジュールの作成、入港届の受理及び入港料の徴収を主たる業務としている。

(1) 入出港船舶の調整

総トン数1,000トン以上のスケジュール作成及び変更

(2) 入港料の徴収

総トン数700トン以上の船舶
港湾法第44条の2、第2項
川崎市入港料条例

○ 閉庁時間におけるスケジュールの変更業務については、株式会社東洋信号通信社へ委託している。

7 本市の考え方

(1) 本市所有の3隻の船舶については、それぞれの特徴を活かし、日頃から関係行政機関と連携しながら港内巡視を行っている。また、ポートセールスや港内視察などに利用されているほか、災害時においては、帰宅困難者の輸送・緊急物資の搬送などの重要な役割を担うものであり、現行の体制及びそれに伴う経費の支出は適正であると考えている。

(2) 配船担当の業務は、公共係留施設の利用許可、維持管理及び立ち会い業務を主たる業務としており、公共施設であることから、施設利用者への公平性が求められ、本市が担うべき業務と考えている。